

○登米市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

平成27年 9 月15日

告示第295号

改正 平成30年12月28日告示第263号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 市は自ら事業を実施するほか、事業における支援決定、住居確保給付金（法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金をいう。第4条第3号において同じ。）の支給決定等、市が行うべき事務を除き、事業の全部又は一部を適正な運営ができると認められる法人格を有する団体へ委託することにより事業を実施することができるものとする。

2 市は、事業を実施する機関として、自立相談支援機関を設置する。

(対象者)

第3条 事業による支援の対象者は、市に居住する法第3条第1項に規定する生活困窮者とする。

2 前項に規定する者のほか、事業における支援を受けることが必要と市長が認める者についても支援の対象者としてすることができる。

(事業の目標及び種類)

第4条 事業における目標は、生活困窮者の自立及び尊厳の確保並びに生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、事業内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自立相談支援

ア 前条に規定する支援の対象者の相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況及び本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、個々人の状態にあったプランを作成し、その効果を評価・確認しながら相談者の自立までの包括的・継続的な支援の実施

イ 複合的な課題を抱える支援対象者を早期に把握し、地域での見守り体制の構築、関係機関のネットワークづくり及び社会資源の開発

(2) 市内の関係機関との調整を行い、本事業の認知度を向上させるため周知及び広報を行うことにより、市民等への事業の普及啓発を図ること。

(3) 住居確保給付金の支給等

ア 住居確保給付金の支給に係る申請受付、支給及び報告書の提出等支援を行う。

イ 住居確保給付金の受給者に対し、早期に就労又は増収を図ることができるよう支援を行う。

(職員配置)

第5条 事業を実施するに当たり配置する職員は、原則として次の各号に掲げる職員とし、当該各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 主任相談支援員 自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント並びに他の支援員の指導及び育成並びに支援困難ケースへの対応等高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓及び連携等を行う。
- (2) 相談支援員 生活困窮者へのアセスメント及びプランの作成を行い、社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理、訪問支援等のアウトリーチ等を行う。
- (3) 就労支援員 生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所又は協力企業等の就労支援に関する社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

2 前項第2号の相談支援員及び同項第3号の就労支援員は、兼務することができる。
(事業実施に係る留意事項)

第6条 この事業の実施に当たっては、自立相談支援機関は、自立相談支援事業の手引き（平成27年3月6日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に基づいて実施するものとする。

2 この事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。この事業の委託が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 この事業に従事する職員、相談支援員等は、法第21条第3項に定める当該職員であることを証する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月28日告示第263号）

この告示は、平成30年12月28日から施行し、同年10月1日から適用する。